

# 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出席扱いの要件について

令和 4 年 9 月  
宮崎市教育委員会

## 1 出席の要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合に、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は、宮崎市教育委員会が設置する教育支援教室、教育相談センターとするが、この施設での指導の機会が得られないあるいは通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮する。  
ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。  
宮崎市教育委員会は、国が示す「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考にして作成した、『宮崎市における民間の団体・施設で相談・指導を受けている不登校児童生徒の出席の取扱いに関するガイドライン』（別紙1）等に基づき調査を行う。
- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

## 2 指導要録の記入等について

不登校児童生徒が教育支援教室等学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該児童生徒の社会的な自立のために適切であると校長が認める場合には、出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

[例] 出席日数 150 (〇〇施設 90)